

○肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>牛の脊柱を肥料の原料から排除するための新たなリスク管理措置については、平成16年1月15日農林水産省告示第70号（特殊肥料等の指定の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第71号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第72号（特殊肥料の品質表示基準の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第73号（肥料取締法施行規則第4条第1号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件の一部を改正する件）及び平成16年1月15日農林水産省告示第74号（肥料取締法施行規則第11条の2第1項及び第2項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件）（以下「改正告示」という。）が公布され、5月1日から施行されることとされたので、その運用に当たっては、下記について御了知されるとともに、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いする。</p> <p>また、これに併せて次に掲げる通知の一部を別紙1から3までの新旧対照表のとおり改正するので、御了知の上、周知徹底方よろしく願います。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>この通知における法令の略称については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法：肥料取締法（昭和25年法律第127号） ・管理措置告示：平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件） ・特殊肥料告示：昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件） ・公定規格：昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件） 	<p>牛の脊柱を肥料の原料から排除するための新たなリスク管理措置については、平成16年1月15日農林水産省告示第70号（特殊肥料等の指定の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第71号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第72号（特殊肥料の品質表示基準の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第73号（肥料取締法施行規則第4条第1号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件の一部を改正する件）及び平成16年1月15日農林水産省告示第74号（肥料取締法施行規則第11条の2第1項及び第2項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件）（以下「改正告示」という。）が公布され、5月1日から施行されることとされたので、その運用に当たっては、下記について御了知されるとともに、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いする。</p> <p>また、これに併せて次に掲げる通知の一部を別紙1から3までの新旧対照表のとおり改正するので、御了知の上、周知徹底方よろしく願います。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>この通知における法令の略称については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法：肥料取締法（昭和25年法律第127号） ・管理措置告示：平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件） ・特殊肥料告示：昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件） ・公定規格：昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）

第1 農林水産大臣による製造工程の確認について

1 対象となる肥料について

(1) 原料加工工程確認の対象について

牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。第7を除き、以下同じ。）のうち牛由来の原料を使用して生産される肥料の製造工程は、管理措置告示第2項に規定する農林水産大臣の確認（以下「原料加工工程確認」という。）の対象となる。

ただし、管理措置告示第1項、第3項又は附則第2項に規定する措置を行う肥料については、原料加工工程確認を行うことを要しない。

また、原料となる牛等由来の原料を使用する肥料について、管理措置告示第1項又は第2項の規定に基づく措置が行われた肥料のみを原料とし、かつ、この他に牛等由来の原料を使用しない場合には、新たに管理措置告示に規定する措置（以下「管理措置」という。）を行うことを要しない。

なお、管理措置告示第1項又は第2項の規定に基づく措置を行っていない牛等由来の原料を使用する肥料を、指定配合肥料の原料として使用することはできない。

(2) 原料確認の対象について

牛等の部位（牛等由来の原料のうち、肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）（以下「皮等」という。）を除く。以下同じ。）を原料とする肥料の製造工程は、特殊肥料告示の1の（イ）若しくは（ロ）又は公定規格における「その他の制限事項」の欄に規定する農林水産大臣の確認（以下「原料確認」という。）の対象となる。

なお、牛等の肉、骨、臓器のうち、食肉加工場等の食品の製造、加工又は調理の過程において発生した食用に供することができない加工残さは、食品に当たらないことから、これらを原料とする肥料の製造工程は、原料確認を要することとなる。

また、牛等の部位を原料とする肥料について、原料確認を受けた工程で

第1 農林水産大臣による製造工程の確認について

1 対象となる肥料について

(1) 原料加工工程確認の対象について

牛由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。第7を除き、以下同じ。）を原料として生産される肥料の製造工程は、管理措置告示第2項に規定する農林水産大臣の確認（以下「原料加工工程確認」という。）の対象となる。

ただし、管理措置告示第1項、第3項又は附則第2項に規定する措置を行う肥料については、原料加工工程確認を行うことを要しない。

また、原料となる牛由来の原料を原料とする肥料について、管理措置告示第1項又は第2項の規定に基づく措置が行われた肥料のみを原料とし、かつ、この他に牛由来の原料を原料としない場合には、新たに管理措置告示に規定する措置（以下「管理措置」という。）を行うことを要しない。

なお、管理措置告示第1項又は第2項の規定に基づく措置を行っていない牛由来の原料を原料とする肥料を、指定配合肥料の原料として使用することはできない。

(2) 原料確認の対象について

牛の部位（肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）（以下「皮等」という。）を除く。以下同じ。）を原料とする肥料の製造工程は、特殊肥料告示の1の（イ）若しくは（ロ）又は公定規格における「その他の制限事項」の欄に規定する農林水産大臣の確認（以下「原料確認」という。）の対象となる。

なお、牛の肉、骨、臓器のうち、食肉加工場等の食品の製造、加工又は調理の過程において発生した食用に供することができない加工残さは、食品に当たらないことから、これらを原料とする肥料の製造工程は、原料確認を要することとなる。

また、牛の部位を原料とする肥料について、原料確認を受けた工程で製

製造された肥料のみを原料とする場合に限り、原料確認を受けた工程で製造された肥料を原料とする肥料の製造工程については、原料確認を行うことを要しない。

2 (略)

3 製造工程の変更確認の手続について

(1) 製造工程の変更

ア～ウ (略)

(2) その他の変更

ア 大臣確認を受けた者は、会社名、事業場名、代表者、本社の住所等の変更、原料収集先の変更その他の軽微な製造工程等の変更がある場合には、遅滞なく、別記様式第6号により、センターを経由して農林水産大臣に届け出るものとする。

イ アの届出において変更があった事項が確認書の記載事項に該当する場合には、大臣確認を受けた者は、確認書をセンターを経由して農林水産大臣に返納するものとする。

4 (略)

5 製造設備の故障等への対応について

大臣確認を受けた者は、予期しない製造設備の故障等により、大臣確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに牛等の部位を使用する肥料の製造を一時停止するとともに、その概要をセンターを経由して農林水産大臣に報告するものとする。

6 (略)

7 皮等を原料とする肥料又は皮等の輸入の取扱いについて

(1) 皮等を原料とする肥料又は皮等の輸入に当たっては、輸入業者は、次のア又はイについて証明する肥料の製造国（製造した事業場が所在する国をいう。以下同じ。）の政府機関又はそれと同等の機関が発行する証明書の写し（以下「輸出国証明書」という。）が添付されているもののみを輸入するものとする。

ア 原料にと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表1に掲げる牛等の部位（以下「厚生省令別表1の部位」という。）及び牛（月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日まで

造された肥料のみを原料とする場合に限り、原料確認を受けた工程で製造された肥料を原料とする肥料の製造工程については、原料確認を行うことを要しない。

2 (略)

3 製造工程の変更確認の手続について

(1) 製造工程の変更

ア～ウ (略)

(2) その他の変更

大臣確認を受けた者は、会社名、事業場名、代表者、本社の住所等の変更、原料収集先の変更その他の軽微な製造工程等の変更がある場合には、遅滞なく、別記様式第6号により、センターを経由して農林水産大臣に届け出るものとする。

4 (略)

5 製造設備の故障等への対応について

大臣確認を受けた者は、予期しない製造設備の故障等により、大臣確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに牛の部位を原料とする肥料の製造を一時停止するとともに、その概要をセンターを経由して農林水産大臣に報告するものとする。

6 (略)

7 皮等を原料とする肥料又は皮等の輸入の取扱いについて

(1) 皮等を原料とする肥料又は皮等の輸入に当たっては、輸入業者は、次のア又はイについて証明する肥料の製造国（製造した事業場が所在する国をいう。以下同じ。）の政府機関又はそれと同等の機関が発行する証明書の写し（以下「輸出国証明書」という。）が添付されているもののみを輸入するものとする。

ア 原料に特定部位（牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に規定する牛の特定部位をいう。以下同じ。）及び脊柱（牛（月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日まで

起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。) (以下「脊柱」という。) が含まれていないこと並びにと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛等の部位を用いていないこと

イ (略)

(2) (略)

(3) 外国から輸入した皮等を原料として肥料を生産する場合には、生産業者は、次のア又はイについて証明する皮等の製造国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する輸出国証明書が添付された皮等のみを原料とするものとする。

ア 当該皮等に厚生省令別表1の部位及び脊柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛等の部位を用いていないこと

イ (略)

(4) (略)

8 (略)

9 牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする肥料の取扱いについて

(1) (略)

(2) 牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする肥料の輸入に当たっては、輸入業者は、次のア又はイについて証明する肥料の製造国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する輸出国証明書が添付されたもののみを輸入するものとする。

ア (略)

イ 原料の牛の皮に厚生省令別表1の部位及び脊柱が含まれていないこと、と畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛等の部位を用いていないこと、並びに牛の皮のみに由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とするものであること

また、当該肥料を肥料の生産業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付するものとする。

(3) (略)

(4) 外国から輸入した牛の皮、牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲン、

起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。) をいう。以下同じ。) が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛の部位を用いていないこと

イ (略)

(2) (略)

(3) 外国から輸入した皮等を原料として肥料を生産する場合には、生産業者は、次のア又はイについて証明する皮等の製造国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する輸出国証明書が添付された皮等のみを原料とするものとする。

ア 当該皮等に特定部位及び脊柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛の部位を用いていないこと

イ (略)

(4) (略)

8 (略)

9 牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする肥料の取扱いについて

(1) (略)

(2) 牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする肥料の輸入に当たっては、輸入業者は、次のア又はイについて証明する肥料の製造国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する輸出国証明書が添付されたもののみを輸入するものとする。

ア (略)

イ 原料に特定部位及び脊柱が含まれていないこと、と畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛の部位を用いていないこと、並びに牛の皮のみに由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とするものであること

また、当該肥料を肥料の生産業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付するものとする。

(3) (略)

(4) 外国から輸入した牛の皮、牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲン、

又は牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンの中間原料（以下「皮由来ゼラチン等」という。）を原料として肥料を生産する場合には、生産業者は、次のア、イ又はウについて証明する皮由来ゼラチン等の製造国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する輸出国証明書が添付された皮由来ゼラチン等のみを原料とするものとする。

ア （略）

イ 当該皮由来ゼラチン等に厚生省令別表1の部位及び脊柱が含まれていないこと、と畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛等の部位を用いていないこと、並びに牛の皮のみに由来するものであること

ウ （略）

また、肥料の用に供する目的で皮由来ゼラチン等を輸入する者は、当該皮由来ゼラチン等を肥料の生産業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付するものとする。

又は牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンの中間原料（以下「皮由来ゼラチン等」という。）を原料として肥料を生産する場合には、生産業者は、次のア、イ又はウについて証明する皮由来ゼラチン等の製造国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する輸出国証明書が添付された皮由来ゼラチン等のみを原料とするものとする。

ア （略）

イ 当該皮由来ゼラチン等に特定部位及び脊柱が含まれていないこと、と畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛の部位を用いていないこと、並びに牛の皮のみに由来するものであること

ウ （略）

また、肥料の用に供する目的で皮由来ゼラチン等を輸入する者は、当該皮由来ゼラチン等を肥料の生産業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付するものとする。

第2 特殊肥料の届出について

1 管理措置等について

(1) 牛等由来の原料を使用する特殊肥料の生産業者は、次のア又はイについて法第22条第1項に規定する特殊肥料の届出（以下単に「特殊肥料の届出」という。）の際に提出するものとする。

ア （略）

イ 原料加工工程確認を受けていない事業場にあつては、管理措置告示第1項又は第3項の規定に基づく措置を行う旨又は原料となる牛等由来の原料を使用する肥料に管理措置が行われている旨を記載した書類

(2)・(3) （略）

2 原料確認等について

(1) 牛等の部位を原料とする特殊肥料の生産業者は、次のア又はイについて特殊肥料の届出の際に提出するものとする。

ア （略）

イ 原料確認を受けていない事業場にあつては、原料となる牛等の部位を原料とする肥料が原料確認を受けた工程で製造された肥料である旨を記載した書類

(2)・(3) （略）

第2 特殊肥料の届出について

1 管理措置等について

(1) 牛由来の原料を原料とする特殊肥料の生産業者は、次のア又はイについて法第22条第1項に規定する特殊肥料の届出（以下単に「特殊肥料の届出」という。）の際に提出するものとする。

ア （略）

イ 原料加工工程確認を受けていない事業場にあつては、管理措置告示第1項又は第3項の規定に基づく措置を行う旨又は原料となる牛由来の原料を原料とする肥料に管理措置が行われている旨を記載した書類

(2)・(3) （略）

2 原料確認等について

(1) 牛の部位を原料とする特殊肥料の生産業者は、次のア又はイについて特殊肥料の届出の際に提出するものとする。

ア （略）

イ 原料確認を受けていない事業場にあつては、原料となる牛の部位を原料とする肥料が原料確認を受けた工程で製造された肥料である旨を記載した書類

(2)・(3) （略）。

第3 普通肥料の登録申請等について

1 管理措置等について

(1) 牛等由来の原料を使用する普通肥料の生産業者は、法第6条第1項に規定する普通肥料の登録若しくは仮登録の申請又は法第12条第2項若しくは第3項に規定する登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請（以下「肥料登録申請等」という。）の申請書（以下「肥料登録申請書等」という。）における生産工程の概要において、管理措置を行う旨又は原料となる牛等由来の原料を使用する肥料に管理措置が行われている旨を記載するものとする。

また、原料加工工程確認を受けた事業場にあつては、当該肥料の確認書の写しを、肥料登録申請等の際に提出するものとする。

(2) 牛等由来の原料（第2りん酸カルシウム又はアミノ酸を除く。）を使用する普通肥料の輸入業者又は外国生産業者は、肥料登録申請書等又は外国肥料登録申請等の申請書における生産工程の概要において、管理措置を行う旨又は原料となる牛等由来の原料を使用する肥料に管理措置が行われている旨を記載するものとする。

また、原料加工工程確認を受けた事業場にあつては、当該肥料の確認書の写しを、肥料登録申請等の際に提出するものとする。

(3)～(5) (略)

2 原料確認等について

(1) 牛等の部位を原料とする普通肥料の生産業者は、肥料登録申請書等における生産工程の概要において、生産する肥料が原料確認を受けている旨、又は原料となる牛等の部位を原料とする肥料が原料確認を受けている旨を記載するものとする。

また、原料確認を受けた事業場にあつては、当該肥料の確認書の写しを、肥料登録申請等の際に提出するものとする。

(2)・(3) (略)

第4 管理措置告示第3項に規定する肥料原料供給管理票について

1 肥料原料供給管理票

管理措置告示第3項に規定する肥料原料供給管理票は別紙記載例2により記載することとする。

2 肥料原料供給管理票による流通工程管理措置を行う肥料の表示

第3 普通肥料の登録申請等について

1 管理措置等について

(1) 牛由来の原料を原料とする普通肥料の生産業者は、法第6条第1項に規定する普通肥料の登録若しくは仮登録の申請又は法第12条第2項若しくは第3項に規定する登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請（以下「肥料登録申請等」という。）の申請書（以下「肥料登録申請書等」という。）における生産工程の概要において、管理措置を行う旨又は原料となる牛由来の原料を原料とする肥料に管理措置が行われている旨を記載するものとする。

また、原料加工工程確認を受けた事業場にあつては、当該肥料の確認書の写しを、肥料登録申請等の際に提出するものとする。

(2) 牛由来の原料（第2りん酸カルシウム又はアミノ酸を除く。）を原料とする普通肥料の輸入業者又は外国生産業者は、肥料登録申請書等又は外国肥料登録申請等の申請書における生産工程の概要において、管理措置を行う旨又は原料となる牛由来の原料を原料とする肥料に管理措置が行われている旨を記載するものとする。

また、原料加工工程確認を受けた事業場にあつては、当該肥料の確認書の写しを、肥料登録申請等の際に提出するものとする。

(3)～(5) (略)

2 原料確認等について

(1) 牛の部位を原料とする普通肥料の生産業者は、肥料登録申請書等における生産工程の概要において、生産する肥料が原料確認を受けている旨、又は原料となる牛の部位を原料とする肥料が原料確認を受けている旨を記載するものとする。

また、原料確認を受けた事業場にあつては、当該肥料の確認書の写しを、肥料登録申請等の際に提出するものとする。

(2)・(3) (略)

第4 管理措置告示第3項に規定する肥料原料供給管理票について

管理措置告示第3項に規定する肥料原料供給管理票は別紙記載例2により記載することとする。

管理措置告示第3項に規定する流通工程管理措置により、他の肥料の原料として流通する肥料については、その肥料の容器又は包装に「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」と記載することとする。また、容器又は包装を用いない場合にあつては、保証票の欄外に「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」と記載することとする。

第5（略）

第6 肥料登録申請書等における生産工程の概要の記載について

牛等由来の原料を使用する普通肥料の生産業者は、肥料登録申請書等に記載する生産工程の概要において、大臣確認を受けた者の氏名又は名称及び事業場の名称等を次の記載例により記載することとする。

1 大臣確認を受けた工程により蒸製骨粉を製造する場合

肥料取締法施行規則第4条第1号（生産工程の概要）

（略）

備考：○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないこと及び蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。

肥料取締法施行規則第4条第2号及び第3号

該当なし

2 原料確認を受けた工程により肉かす粉末を製造し、摂取防止材を使用する場合

肥料取締法施行規則第4条第1号（生産工程の概要）

（略）

備考：○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。

肥料取締法施行規則第4条第2号

（略）

肥料取締法施行規則第4条第3号（材料の種類、名称及び使用量）

（略）

第5（略）

第6 肥料登録申請書等における生産工程の概要の記載について

牛由来の原料を原料とする普通肥料の生産業者は、肥料登録申請書等に記載する生産工程の概要において、大臣確認を受けた者の氏名又は名称及び事業場の名称等を次の記載例により記載することとする。

1 大臣確認を受けた工程により蒸製骨粉を製造する場合

肥料取締法施行規則第4条第1号（生産工程の概要）

（略）

備考：○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、製造工程において牛の脊柱等が混合しないこと及び蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。

肥料取締法施行規則第4条第2号及び第3号

該当なし

2 原料確認を受けた工程により肉かす粉末を製造し、摂取防止材を使用する場合

肥料取締法施行規則第4条第1号（生産工程の概要）

（略）

備考：○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、製造工程において牛の脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。

肥料取締法施行規則第4条第2号

（略）

肥料取締法施行規則第4条第3号（材料の種類、名称及び使用量）

（略）

3 原料確認を受けた工程により肉かす粉末を製造し、肥料原料供給管理票を交付する場合

肥料取締法施行規則第4条第1号（生産工程の概要）
（略）

備考：1 ○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。
2 管理措置として、肥料の出荷ごとに肥料原料供給管理票を交付する。

肥料取締法施行規則第4条第2号及び第3号
（略）

4 輸入された副産りん酸肥料及び原料確認を受けた工程により製造された肉かす粉末を原料として配合肥料を製造し、摂取防止材を使用する場合

肥料取締法施行規則第4条第1号（生産工程の概要）
（略）

備考：1 副産りん酸肥料は、原料に厚生省令別表1の部位（牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄並びにめん羊及び山羊の脾臓及び回腸並びに月齢が十二月を超えるめん羊及び山羊（出生の年月日から起算して十二月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄）及び脊柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛等の部位を用いていないことについて、○国政府機関の証明書の写しが添付されたものである。

2 肉かす粉末（登録番号：生第○○○○号）は、○会社○事業場で製造されたものである。（○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において○会社○事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。）

肥料取締法施行規則第4条第2号

3 原料確認を受けた工程により肉かす粉末を製造し、肥料原料供給管理票を交付する場合

肥料取締法施行規則第4条第1号（生産工程の概要）
（略）

備考：1 ○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、製造工程において牛の脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。
2 管理措置として、肥料の出荷ごとに肥料原料供給管理票を交付する。

肥料取締法施行規則第4条第2号及び第3号
（略）

4 輸入された副産りん酸肥料及び原料確認を受けた工程により製造された肉かす粉末を原料として配合肥料を製造し、摂取防止材を使用する場合

肥料取締法施行規則第4条第1号（生産工程の概要）
（略）

備考：1 副産りん酸肥料は、原料に牛の特定部位（頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）をいう。）及び脊柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛の部位を用いていないことについて、○国政府機関の証明書の写しが添付されたものである。

2 肉かす粉末（登録番号：生第○○○○号）は、○会社○事業場で製造されたものである。（○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において○会社○事業場は、製造工程において牛の脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。）

肥料取締法施行規則第4条第2号

(略)

肥料取締法施行規則第4条第3号(材料の種類、名称及び使用量)

(略)

5 (略)

6 原料確認を受けた工程により製造された肉かす粉末を原料とし、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料を全重量の50パーセント以上の含有量となるよう配合する配合肥料を製造する場合

肥料取締法施行規則第4条第1号(生産工程の概要)

(略)

備考：1 肉かす粉末(登録番号：生第〇〇〇〇号)は、〇会社〇事業場で製造されたものである。(〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において〇会社〇事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。)

2 (略)

肥料取締法施行規則第4条第2号及び第3号

(略)

7 大臣確認を受けた工程により製造された肉かす粉末を原料として配合し、動植物質以外の原料で被覆する場合

肥料取締法施行規則第4条第1号(生産工程の概要)

(略)

備考：1 肉かす粉末(登録番号：生第〇〇〇〇号)は、〇会社〇事業場で製造されたものである。(〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において〇会社〇事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。)

2 管理措置として、動植物質以外の原料(硫黄)で被覆する。

肥料取締法施行規則第4条第2号及び第3号

(略)

8 牛の骨に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする副産動物質肥料の場合

肥料取締法施行規則第4条第1号(生産工程の概要)

(略)

肥料取締法施行規則第4条第3号(材料の種類、名称及び使用量)

(略)

5 (略)

6 原料確認を受けた工程により製造された肉かす粉末を原料とし、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料を全重量の50パーセント以上の含有量となるよう配合する配合肥料を製造する場合

肥料取締法施行規則第4条第1号(生産工程の概要)

(略)

備考：1 肉かす粉末(登録番号：生第〇〇〇〇号)は、〇会社〇事業場で製造されたものである。(〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において〇会社〇事業場は、製造工程において牛の脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。)

2 (略)

肥料取締法施行規則第4条第2号及び第3号

(略)

7 大臣確認を受けた工程により製造された肉かす粉末を原料として配合し、動植物質以外の原料で被覆する場合

肥料取締法施行規則第4条第1号(生産工程の概要)

(略)

備考：1 肉かす粉末(登録番号：生第〇〇〇〇号)は、〇会社〇事業場で製造されたものである。(〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において〇会社〇事業場は、製造工程において牛の脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。)

2 管理措置として、動植物質以外の原料(硫黄)で被覆する。

肥料取締法施行規則第4条第2号及び第3号

(略)

8 牛の骨に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする副産動物質肥料の場合

(略)

(国内の牛骨を使用する場合)

備考：1 ○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。

2 ○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において、当社○事業所は、製造工程においてゼラチン及びコラーゲンの処理の条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。

(削る)

(輸入の牛骨を使用する場合)

備考：1 使用する牛の原骨は、牛のみに由来するものであり、厚生省令別表1の部位（牛にあつては、頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）をいう。）及び牛の脊柱が含まれないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛等の部位を用いていないことについて、○国政府機関の証明書の写しが添付されたものである。

2 ○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において、当社○事業所は製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。

3 ○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、ゼラチン及びコラーゲンの処理の条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。

肥料取締法施行規則第4条第2号及び第3号

(略)

9 牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする副産動物質肥料の場合

原皮(牛) → 脱脂 → 酸による脱灰 → 酸処理又はアルカリ処理 → ろ過 → 138℃以上で4秒間以上の殺菌処理 → 粉碎・混合 → 製品

(略)

(原料確認を受けた場合)

備考：○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、製造工程において牛の脊柱等が混合しないこと及びゼラチン及びコラーゲンの処理の条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。

肥料取締法施行規則第4条第2号及び第3号

該当なし

(原料確認を受けていない場合)

備考：1 原骨(牛)に牛の特定部位（頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）をいう。）及び脊柱が含まれないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛の部位を用いていないことについて、○国政府機関の証明書の写しが添付されたものである。

2 ○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、ゼラチン及びコラーゲンの処理の条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。

肥料取締法施行規則第4条第2号及び第3号

(略)

(新設)

(国内原皮を原料とした場合)

備考：使用する牛の原皮は、国内でと畜された牛の皮のみに由来するものであることについてと畜場の確認書の写しが添付されたものである。
肥料取締法施行規則第4条第2号及び第3号
該当なし

(輸入原皮を原料とした場合)

備考：原料に使用する牛の皮は、牛のみに由来するものであり、厚生省令別表1の部位（牛にあつては、頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）をいう。）及び牛の脊柱等が混合しないこと並びにと畜法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛等の部位を用いていないことについて輸出国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する証明書の写しが添付されたものである。
肥料取締法施行規則第4条第2号及び第3号
該当なし

第7 由来する動物種の記載について

牛由来の原料を原料とする指定配合肥料及び窒素全量を保証した普通肥料については、牛への誤用・流用の防止に万全を期す必要があることから、原料の種類に記載において、動物かす粉末類及び骨粉質類については、当該統合表示名称の次に〈 〉を付し、該当するすべての種類を記載するよう努めるものとする。

「肥料取締法施行規則第十九条の二第一項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件」(昭和59年農林水産省告示第701号)5及び6により、農林水産大臣が定める動物由来たん白質を原料に使用する普通肥料については、家畜による誤食を防止するための注意喚起の表示が義務付けられている。

由来する動物種については、同告示5及び6に規定するとおり、「動物由来たん白質」又は「牛等由来たんぱく質」の記載の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができるものとする。

第7 普通肥料の保証票の記載について

牛由来の原料を原料とする指定配合肥料及び窒素全量を保証した普通肥料については、牛への誤用・流用の防止に万全を期す必要があることから、原料の種類に記載において、動物かす粉末類及び骨粉質類については、当該統合表示名称の次に〈 〉を付し、該当するすべての種類を記載するよう努めるものとする。

また、動物かす粉末類及び骨粉質類については、その原料に用いられると牛由来の原料を原料とする肥料の保証票又は供給管理票に由来する動物種が記載されている場合は、次の記載例により、備考欄に牛、豚、鶏等由来する動物種を記載することができるものとする。

(配合原料) 又は (窒素全量を保証又は含有する原料)

尿素、骨粉質類 (蒸製骨粉)、動物かす粉末類 (肉かす粉末)

備考: 1 ○○の大きい順である。

2 〈 〉内は骨粉質類及び動物かす粉末類の内容である。

(配合原料) 又は (窒素全量を保証又は含有する原料)

尿素、骨粉質類 (蒸製骨粉)、動物かす粉末類 (肉かす粉末)

備考: 1 ○○の大きい順である。

2 〈 〉内は骨粉質類及び動物かす粉末類の内容である。

3 蒸製骨粉は、牛及び豚に由来するものである。

4 肉かす粉末は、豚に由来するものである。

第8 帳簿の備付けについて

牛等の部位を原料とする肥料の生産業者は、法第27条第1項の規定に基づき事業場ごとに備え付ける帳簿に、牛等の部位である原料の収集先の一覧表を備え付けるものとする。

第9 (略)

(別紙基準1)

牛由来の原料を使用する肥料の製造工程 (原料加工工程) に関する基準 (略)

(別紙基準2)

牛等の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準

1 原料受入れに係る基準

(1) 収集先

肥料の原料として用いる牛等の部位は、以下のいずれかを満たすもののみを受け入れること。

ア～ウ (略)

(2) (略)

(3) 原料受入れ時の品質管理

ア (1) のアの場合にあっては、原料受入れ時に、受入原料に牛 (月齢が30月以下の牛 (出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。) を除く。) の脊柱 (背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。) 及びと畜場法第14条の検査を受けていない牛等※の部位 (以下「脊柱等」という。) が混入していないこと

第8 帳簿の備付けについて

牛の部位を原料とする肥料の生産業者は、法第27条第1項の規定に基づき事業場ごとに備え付ける帳簿に、牛の部位である原料の収集先の一覧表を備え付けるものとする。

第9 (略)

(別紙基準1)

牛由来の原料を原料とする肥料の製造工程 (原料加工工程) に関する基準 (略)

(別紙基準2)

牛の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準

1 原料受入れに係る基準

(1) 収集先

肥料の原料として用いる牛の部位は、以下のいずれかを満たすもののみを受け入れること。

ア～ウ (略)

(2) (略)

(3) 原料受入れ時の品質管理

ア (1) のアの場合にあっては、原料受入れ時に、受入原料に牛 (月齢が30月以下の牛 (出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。) を除く。) の脊柱 (背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。) 及びと畜場法第14条の検査を受けていない牛※の部位 (以下「脊柱等」という。) が混入していないこと

とを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、確認した原料供給管理票は8年間保存すること。

※「と畜場法第14条の検査を経ていない牛等」とは、農家でへい死した牛等^イなど食用に供するためにと畜場でと殺解体に当たって行われるいわゆると畜検査を経ていない牛等^ウをいう。このような牛等^イは、頭部、脊髄等の部位を完全に除去することが困難であり、また、牛^イの脊柱も含まれることから、当該牛等^イの部位を肥料の原料として利用することを禁止したものである。

イ (1)のイの場合にあっては、当該原料収集先が脊柱等の供給を受けていない者であることを確認するとともに、当該原料収集先と当該原料収集先に牛等^イの部位(脊柱等を除く。)を供給している者が(4)アの(イ)及び(ウ)の契約を締結していることを確認し、帳簿に記載すること。また、その帳簿は8年間保存すること。

ウ (略)

(4) 国内の原料収集先との契約

ア 原料収集先(原料収集にかかわる者を含む。)と(ア)又は(イ)のいずれか及び(ウ)を内容とする契約を締結すること。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 原料収集先が、牛等^イの部位を原料とする肥料の生産業者の求めに応じて、契約内容の履行状況を当該生産業者が確認することを認めること。また、当該確認に農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターの職員が同行することを認めること。

イ (略)

(5) 外国の原料収集先との契約

ア 原料収集先(原料収集にかかわる者を含む。)と(ア)から(ウ)までを内容とする契約を締結すること。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 原料収集先が、牛等^イの部位を原料とする肥料の生産業者の求めに応じて、契約内容の履行状況を当該生産業者が確認することを認めること。また、当該確認のために原料の製造国の政府機関又はそれと同等の機関が当該生産業者に同行することを認めること。

イ (略)

原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、確認した原料供給管理票は8年間保存すること。

※「と畜場法第14条の検査を経ていない牛」とは、農家でへい死した牛など食用に供するためにと畜場でと殺解体に当たって行われるいわゆると畜検査を経ていない牛をいう。このような牛は、頭部、脊髄等の特定部位^イを完全に除去することが困難であり、また、脊柱も含まれることから、当該牛の部位を肥料の原料として利用することを禁止したものである。

イ (1)のイの場合にあっては、当該原料収集先が脊柱等の供給を受けていない者であることを確認するとともに、当該原料収集先と当該原料収集先に牛の部位(脊柱等を除く。)を供給している者が(4)アの(イ)及び(ウ)の契約を締結していることを確認し、帳簿に記載すること。また、その帳簿は8年間保存すること。

ウ (略)

(4) 国内の原料収集先との契約

ア 原料収集先(原料収集にかかわる者を含む。)と(ア)又は(イ)のいずれか及び(ウ)を内容とする契約を締結すること。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 原料収集先が、牛の部位を原料とする肥料の生産業者の求めに応じて、契約内容の履行状況を当該生産業者が確認することを認めること。また、当該確認に農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターの職員が同行することを認めること。

イ (略)

(5) 外国の原料収集先との契約

ア 原料収集先(原料収集にかかわる者を含む。)と(ア)から(ウ)までを内容とする契約を締結すること。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 原料収集先が、牛の部位を原料とする肥料の生産業者の求めに応じて、契約内容の履行状況を当該生産業者が確認することを認めること。また、当該確認のために原料の製造国の政府機関又はそれと同等の機関が当該生産業者に同行することを認めること。

イ (略)

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

ア 牛等の部位を原料とする肥料の製造工程は、1の基準を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。

イ 牛等の部位を原料とする肥料の製造工程においては、1の基準を満たす原料以外のものを混入しないようにすること。

ウ 牛等の部位を原料とする肥料の製造に用いる器材は専用化すること。

(2) 製造記録

ア 牛等の部位を原料とする肥料の製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日並びに製造数量を帳簿に記載すること。

イ (略)

3 製品出荷に係る基準

(1) 牛等の部位を原料とする肥料の出荷に当たっては、1の基準を満たす原料以外の原料から製造されたものが混入しないようにすること。

(2)・(3) (略)

4 製品輸送に係る基準

牛等の部位を原料とする肥料は専用の輸送容器を用いて輸送すること。

5 製造・品質管理者

牛等の部位を原料とする肥料の生産業者は、製造・品質管理者を設置し、原料の受入れから製品の輸送までの業務が本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、製品の品質を実地に管理すること。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、8年間保存すること。

(別添1)

牛等の部位を原料とする肥料の生産業者による原料収集先の確認基準

1 原料となる牛等の部位を扱う事業場

(1) 原料となる牛等の部位には、牛(月齢が30月以下の牛(出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。)を除く。)の脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

ア 牛の部位を原料とする肥料の製造工程は、1の基準を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。

イ 牛の部位を原料とする肥料の製造工程においては、1の基準を満たす原料以外のものを混入しないようにすること。

ウ 牛の部位を原料とする肥料の製造に用いる器材は専用化すること。

(2) 製造記録

ア 牛の部位を原料とする肥料の製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日並びに製造数量を帳簿に記載すること。

イ (略)

3 製品出荷に係る基準

(1) 牛の部位を原料とする肥料の出荷に当たっては、1の基準を満たす原料以外の原料から製造されたものが混入しないようにすること。

(2)・(3) (略)

4 製品輸送に係る基準

牛の部位を原料とする肥料は専用の輸送容器を用いて輸送すること。

5 製造・品質管理者

牛の部位を原料とする肥料の生産業者は、製造・品質管理者を設置し、原料の受入れから製品の輸送までの業務が本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、製品の品質を実地に管理すること。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、8年間保存すること。

(別添1)

牛の部位を原料とする肥料の生産業者による原料収集先の確認基準

1 原料となる牛の部位を扱う事業場

(1) 原料となる牛の部位には、牛(月齢が30月以下の牛(出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。)を除く。)の脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、

起、^{きよく}胸椎棘突起、^{きよく}腰椎棘突起、^{りょう}仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法第14条の検査を経ていない牛等の部位（以下「脊柱等」という。）が含まれていないこと。

- (2) 原料となる牛等の部位は、専用の保管容器に保存されるとともに、脊柱等が混入しないよう分別され、保管されていること。
- (3) (略)
- (4) 原料となる牛等の部位に脊柱等が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。
- (5) 原料となる牛等の部位の出荷に当たっては、脊柱等が混入していないことを(7)の確認責任者が確認した上で、原料供給管理票又は輸出国証明書が交付されること。その際の原料供給管理票の記載例は別添2のとおり。
- (6) 原料となる牛等の部位を入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこととし、原料となる牛等の部位と脊柱等を混載して出荷する場合は、脊柱等専用の気密容器を用い、当該容器に脊柱等が入っている旨が明示されていること。
- (7) (1) から(6)までの基準を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの基準を確実に満たしている原料となる牛等の部位のみが出荷されていることが、定期的に確認・記録されていること。

2 原料となる牛等の部位の輸送

- (1) 原料となる牛等の部位の輸送に当たっては、原料となる牛等の部位を入れる容器が脊柱等を入れる容器と共用されておらず、脊柱等が混入しないように輸送されていること。
- (2) 脊柱等の輸送に当たっては、脊柱等が入っている旨が明示された専用の気密容器を用い、原料となる牛等の部位を汚染しないように輸送されていること。
- (3) (略)

^{きよく}胸椎棘突起、^{きよく}腰椎棘突起、^{りょう}仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法第14条の検査を経ていない牛の部位（以下「脊柱等」という。）が含まれていないこと。

- (2) 原料となる牛の部位は、専用の保管容器に保存されるとともに、脊柱等が混入しないよう分別され、保管されていること。
- (3) (略)
- (4) 原料となる牛の部位に脊柱等が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。
- (5) 原料となる牛の部位の出荷に当たっては、脊柱等が混入していないことを(7)の確認責任者が確認した上で、原料供給管理票又は輸出国証明書が交付されること。その際の原料供給管理票の記載例は別添2のとおり。
- (6) 原料となる牛の部位を入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこととし、原料となる牛の部位と脊柱等を混載して出荷する場合は、脊柱等専用の気密容器を用い、当該容器に脊柱等が入っている旨が明示されていること。
- (7) (1) から(6)までの基準を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの基準を確実に満たしている原料となる牛の部位のみが出荷されていることが、定期的に確認・記録されていること。

2 原料となる牛の部位の輸送

- (1) 原料となる牛の部位の輸送に当たっては、原料となる牛の部位を入れる容器が脊柱等を入れる容器と共用されておらず、脊柱等が混入しないように輸送されていること。
- (2) 脊柱等の輸送に当たっては、脊柱等が入っている旨が明示された専用の気密容器を用い、原料となる牛の部位を汚染しないように輸送されていること。
- (3) (略)

(別添2)

(原料供給管理票の記載例)

原料供給管理票	
副産物原料の供給者の氏名 又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町
	確認責任者の職名・氏名
製造事業場の名称及び住所	〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目
供給する原料の種類	牛脊柱除外済み牛等副産物
出荷年月日	〇〇年〇月〇日
出荷数量	〇〇kg

(注) 供給する原料の種類については、具体的な由来動物について明記し、牛等由来原料を使用する場合は、牛の脊柱が含まれていないことを明記すること。

別紙記載例 1-1 (略)

別記記載例 1-2 (略)

(管理措置告示第3項による肥料原料供給管理票の記載例)
(略)

(別紙)
(略)

記入上の注意
(略)

(別添2)

(原料供給管理票の記載例)

原料供給管理票	
副産物原料の供給者の氏名 又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町
	確認責任者の職名・氏名
製造事業場の名称及び住所	〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目
供給する原料の種類	牛脊柱除外済み牛副産物
出荷年月日	平成〇〇年〇月〇日
出荷数量	〇〇kg

(注) 供給する原料の種類については、具体的な由来動物について明記し、牛由来原料を使用する場合は、牛の脊柱が含まれていないことを明記すること。

別記記載例 1-1 (略)

別記記載例 1-2 (略)

(別紙記3項による肥料原料供給管理票の記載例)
(略)

(別紙)
(略)

記入上の注意
(略)

別記様式第1

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

下記の事業場における製造工程について、

昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の1の（イ）又は（ロ）

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の1の（2）の表、2の（2）の表、4の（1）若しくは（2）の表、5の（1）若しくは（2）の表又は12の表

平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料取締法施行規則第1条第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第2項

の規定による確認を求めます。

記

1～4（略）

備考：1 原料確認を求める場合は、次に掲げる書類を添付すること。

（1）・（2）（略）

（3）製造工程の図面（と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛等の部位又は牛の脊柱を処理する工程を併設している等の場合にあつては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。）

2～4（略）

（別添） （略）

別記様式第2号

別記様式第1

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

下記の事業場における製造工程について、

昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の1の（イ）又は（ロ）

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の1の（2）の表、2の（2）の表、4の（1）若しくは（2）の表、5の（1）若しくは（2）の表又は12の表

平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料取締法施行規則第1条第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第2項

の規定による確認を求めます。

記

1～4（略）

備考：1 原料確認を求める場合は、次に掲げる書類を添付すること。

（1）・（2）（略）

（3）製造工程の図面（と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位又は牛の脊柱を処理する工程を併設している等の場合にあつては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。）

2～4（略）

（別添） （略）

別記様式第2号

農林水産省指令 消安第 号

〇〇市〇区〇町〇番地
〇〇会社
代表取締役 〇〇 〇〇

年 月 日付けで申請のあった下記の事業場における製造工程については、

昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の1の（イ）又は（ロ）

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の1の（2）の表、2の（2）の表、4の（1）若しくは（2）の表、5の（1）若しくは（2）の表又は12の表

に規定する牛の脊柱等が混合しない製造工程で あることを確認する。
ないことを通知する。

平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料取締法施行規則第1条第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第2項に規定する原料の加工工程で
あることを確認する。
ないことを通知する。

記

1～4（略）
年 月 日

農林水産大臣

印

別記様式第3号

農林水産省指令 消安第 号

〇〇市〇区〇町〇番地
〇〇会社
代表取締役 〇〇 〇〇

年 月 日付けで申請のあった下記の事業場における製造工程については、

昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の1の（イ）又は（ロ）

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の1の（2）の表、2の（2）の表、4の（1）若しくは（2）の表、5の（1）若しくは（2）の表又は12の表

に規定する牛の脊柱等が混合しない製造工程で あることを確認する。
ないことを通知する。

平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料取締法施行規則第1条第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第2項に規定する原料の加工工程で
あることを確認する。
ないことを通知する。

記

1～4（略）
年 月 日

農林水産大臣

印

別記様式第3号

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた製造工程については、下記のとおり変更したいので、

昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の1の（イ）又は（ロ）

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の1の（2）の表、2の（2）の表、4の（1）若しくは（2）の表、5の（1）若しくは（2）の表又は12の表

平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料取締法施行規則第1条第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第2項

の規定による確認を求めます。

記

1～6（略）

備考：（略）

別記様式第4号

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた製造工程については、下記のとおり変更したいので、

昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の1の（イ）又は（ロ）

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の1の（2）の表、2の（2）の表、4の（1）若しくは（2）の表、5の（1）若しくは（2）の表又は12の表

平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料取締法施行規則第1条第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第2項

の規定による確認を求めます。

記

1～6（略）

備考：（略）

別記様式第4号

農林水産省指令 消安第 号

〇〇市〇区〇町〇番地
〇〇会社
代表取締役 〇〇 〇〇

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた下記の事業場
における製造工程について、年 月 日付けで申請のあった変更確認につ
いては、

昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する
件）の1の（イ）又は（ロ）
昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき
普通肥料の公定規格を定める等の件）の1の（2）の表、2の（2）の
表、4の（1）若しくは（2）の表、5の（1）若しくは（2）の表又は
12の表
に規定する牛の脊柱等が混合しない製造工程で あることを確認する。
ないことを通知する。
平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料取締法施行規則第
1条第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の
原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝
達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第2
項に規定する原料の加工工程で
あることを確認する。
ないことを通知する。

記

1～4（略）
年 月 日

農林水産大臣

印

備考：(略)

別記様式第5号

農林水産省指令 消安第 号

〇〇市〇区〇町〇番地
〇〇会社
代表取締役 〇〇 〇〇

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた下記の事業場
における製造工程について、年 月 日付けで申請のあった変更確認につ
いては、

昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する
件）の1の（イ）又は（ロ）
昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき
普通肥料の公定規格を定める等の件）の1の（2）の表、2の（2）の
表、4の（1）若しくは（2）の表、5の（1）若しくは（2）の表又は
12の表
に規定する牛の脊柱等が混合しない製造工程で あることを確認する。
ないことを通知する。
平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料取締法施行規則第
1条第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原
料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝
達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第2
項に規定する原料の加工工程で
あることを確認する。
ないことを通知する。

記

1～4（略）
年 月 日

農林水産大臣

印

備考：(略)

別記様式第5号

製造基準適合確認書返納届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた製造工程については、下記のとおり牛由来の原料を使用するとする肥料の製造工程に関する基準を満たすことができなくなったので、肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）第1の2の（3）又は3の（1）のウの規定により牛等の部位を原料とする肥料の製造を中止するとともに、確認書を返納します。

記

1～6（略）
別記様式第6号

製造基準適合確認申請変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）第1の3の（2）の規定に基づき、年 月 日付けで確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

1・2（略）
備考：（略）

製造基準適合確認書返納届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた製造工程については、下記のとおり牛由来の原料を原料とするとする肥料の製造工程に関する基準を満たすことができなくなったので、肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）第1の3の（2）の規定により牛の部位を原料とする肥料の製造を中止するとともに、確認書を返納します。

記

1～6（略）
別記様式第6号

製造基準適合確認申請変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）第1の3の（3）の規定に基づき、年 月 日付けで確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

1・2（略）
備考：（略）

(参考)

1 普通肥料（汚泥肥料等を除く。）の表示の記載例

生産業者保証票	
登録番号	生第〇〇〇〇〇号
肥料の種類	化成肥料
肥料の名称	有機入り高度複合肥料1号
保証成分量（％）	
窒素全量	15.0
内アンモニア性窒素	12.0
りん酸全量	15.0
加里全量	15.0
原料の種類	
（窒素全量を保証又は含有する原料）	
尿素、骨粉質類（蒸製骨粉）、動物かす粉末類（肉かす粉末）	
備考：1 窒素全量の量の割合の大きい順である。	
2 〈 〉内は骨粉質類及び動物かす粉末類の内容である。	
正味重量	20キログラム
生産した年月	平成16年2月
生産業者の氏名又は名称及び住所	〇〇化成株式会社 東京都〇〇市〇〇丁目〇番〇号
生産した事業場の名称及び所在地	〇〇化成株式会社 本社工場 東京都〇〇市〇〇丁目〇番〇号
備考：1 <u>牛等由来の原料を使用して生産された肥料（摂取防止剤の使用等の措置又は肥料の原料の流行程を管理するための措置が行われていないものに限る。）については、当該肥料の容器又は包装（保証票の外）に、次の記載を行う。</u>	
<u>「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」</u>	
2 <u>第7により、由来する動物種を記載する肥料については、肥料の容器又は包装（保証票の外）に、次の記載を行う。</u>	

(参考)

1 普通肥料（汚泥肥料等を除く。）の生産業者保証票の記載例

生産業者保証票	
登録番号	生第〇〇〇〇〇号
肥料の種類	化成肥料
肥料の名称	有機入り高度複合肥料1号
保証成分量（％）	
窒素全量	15.0
内アンモニア性窒素	12.0
りん酸全量	15.0
加里全量	15.0
原料の種類	
（窒素全量を保証又は含有する原料）	
尿素、骨粉質類（蒸製骨粉）、動物かす粉末類（肉かす粉末）	
備考：1 窒素全量の量の割合の大きい順である。	
2 〈 〉内は骨粉質類及び動物かす粉末類の内容である。	
3 <u>蒸製骨粉は、牛及び豚に由来するものである。</u>	
4 <u>肉かす粉末は、豚に由来するものである。</u>	
<u>（農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料）</u>	
蒸製骨粉	
備考： <u>蒸製骨粉は、牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。</u>	
正味重量	20キログラム
生産した年月	平成16年2月
生産業者の氏名又は名称及び住所	〇〇化成株式会社 東京都〇〇市〇〇丁目〇番〇号
生産した事業場の名称及び所在地	〇〇化成株式会社 本社工場 東京都〇〇市〇〇丁目〇番〇号

この肥料には、牛等由来たん白質（牛、めん羊又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。

(参考)

2 汚泥肥料等の表示の記載例

登録番号	生第〇〇〇〇〇号
肥料の種類	混合汚泥肥料
肥料の名称	おでい1号
原料の種類 (原料)	下水汚泥、工業汚泥、蒸製骨粉
備考：1	生産に当たって使用された重量の大きい順である。
正味重量	20キログラム
生産した年月	平成16年2月
生産業者の氏名又は名称及び住所	〇〇株式会社 東京都〇〇市〇丁目〇番〇号
生産した事業場の名称及び所在地	〇〇株式会社 〇〇工場 東京都〇〇市〇丁目〇番〇号

主要な成分の含有量（生産した事業場における平均的な測定値）	
窒素全量	2.5%
りん酸全量	3.8%
加里全量	3.0%
炭素窒素比	14

備考：1 牛等由来の原料を使用して生産された肥料（摂取防止剤の使用等の措置又は肥料の原料の流行程を管理するための措置が行われて

(参考)

2 汚泥肥料等の生産業者保証票の記載例

生産業者保証票	
登録番号	生第〇〇〇〇〇号
肥料の種類	混合汚泥肥料
肥料の名称	おでい1号
原料の種類 (原料)	下水汚泥、工業汚泥、蒸製骨粉
備考：1	生産に当たって使用された重量の大きい順である。
2	工業汚泥及び蒸製骨粉は、牛及び豚に由来するものである。

（農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料）	
工業汚泥、蒸製骨粉	
備考：1	生産に当たって使用された重量の大きい順である。
2	工業汚泥及び蒸製骨粉は、牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。

正味重量	20キログラム
生産した年月	平成16年2月
生産業者の氏名又は名称及び住所	〇〇株式会社 東京都〇〇市〇丁目〇番〇号
生産した事業場の名称及び所在地	〇〇株式会社 〇〇工場 東京都〇〇市〇丁目〇番〇号

主要な成分の含有量（生産した事業場における平均的な測定値）	

主要な成分の含有量（生産した事業場における平均的な測定値）

いないものに限る。)については、当該肥料の容器又は包装(保証票の外)に、次の記載を行う。

「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」

2 第7により、由来する動物種を記載する肥料については、肥料の容器又は包装(保証票の外)に、次の記載を行う。

この肥料には、牛等由来たん白質(牛、めん羊又は豚に由来するもの)が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。

3 特殊肥料の品質表示等の記載例

肥料取締法に基づく表示

肥料の名称 牛ふんたい肥1号
肥料の種類 たい肥
届出をした都道府県
東京都
表示者の氏名又は名称及び住所
〇〇畜産センター
東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号
正味重量 20キログラム(30リットル)
生産した年月 平成16年2月

(原料)

牛ふん、蒸製骨粉、わら類、樹皮

- 備考：1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。
2 この肥料には、牛等由来たん白質(牛又は豚に由来するもの)が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。
3 蒸製骨粉は、牛等に由来するものである。

窒素全量 2.5 %
りん酸全量 3.8 %
加里全量 3.0 %
炭素窒素比 14

3 特殊肥料の品質表示の記載例

肥料取締法に基づく表示

肥料の名称 牛ふんたい肥1号
肥料の種類 たい肥
届出をした都道府県
東京都
表示者の氏名又は名称及び住所
〇〇畜産センター
東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号
正味重量 20キログラム(30リットル)
生産した年月 平成16年2月

(原料)

牛ふん、蒸製骨粉、わら類、樹皮

- 備考：1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。
2 この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。
3 蒸製骨粉は、牛に由来するものである。
4 蒸製骨粉は、牛の脊柱等が混合しないものとして農

主要な成分の含有量等

窒素全量 1.5 %
りん酸全量 2.7 %
加里全量 2.5 %
炭素窒素比 1.4

備考：牛等由来の原料を使用して生産された肥料（摂取防止剤の使用等の措置又は肥料の原料の流通行程を管理するための措置が行われていないものに限る。）については、当該肥料の容器又は包装（保証票の外）に、次の記載を行う。

「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」

附 則 （略）

林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。

主要な成分の含有量等

窒素全量 1.5 %
りん酸全量 2.7 %
加里全量 2.5 %
炭素窒素比 1.4

附 則 （略）

写

元消安第 6077 号
令和 2 年 4 月 1 日

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」の一部改正について

めん羊及び山羊（以下「めん山羊」という。）に由来する肥料については、「肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年10月1日付け13生畜第3388号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）により、平成13年10月4日以降の製造及び工場からの出荷について、一時停止を要請している。

令和元年6月、めん山羊に由来する肥料の出荷再開について、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、食品安全委員会に諮問した結果、一定の管理措置を行うことを条件に出荷を再開することに問題がないとの回答があったことから、一時停止の要請を解除する事項としてめん山羊由来の原料を使用する肥料の製造及び工場からの出荷を認めることとした。

については、下記の通知を別紙のとおり改正したので、御了知の上、その運用について遺漏のないようお願いする。

記

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて
（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）

○ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(別紙2)</p> <p>2 一時停止の要請を解除する事項 (1)・(2) (略) (3) <u>牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）由来の原料を使用する肥料の製造及び工場からの出荷</u> (削る)</p> <p>3 解除に当たっての条件 (1)～(3) (略) (4) 2の(3)に係る製造及び出荷 <u>牛等由来の原料を使用する特殊肥料の生産の届出を行ったもの又は普通肥料の肥料登録を受けたものであること。</u> (削る)</p>	<p>(別紙2)</p> <p>2 一時停止の要請を解除する事項 (1)・(2) (略) (3) 牛由来の原料を原料とする肥料の製造及び工場からの出荷 <u>(4) と畜場から排出される汚泥であって、めん山羊（めん羊又は山羊をいう。以下同じ。）に由来するもの（以下「めん山羊由来と畜場汚泥」という。）を原料とする肥料の製造及び工場からの出荷</u></p> <p>3 解除に当たっての条件 (1)～(3) (略) (4) 2の(3)に係る製造及び出荷 <u>牛由来の原料を原料とする特殊肥料の生産の届出を行ったもの又は普通肥料の肥料登録を受けたものであること。</u> (5) 2の(4)に係る製造及び出荷 <u>めん山羊由来と畜場汚泥を原料とする肥料の製造及び工場からの出荷は、以下に掲げるものの出荷に限る。</u> ① <u>「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」（平成22年1月4日付け21消安第8798号農林水産省消費・安全局長通知）に定める措置を講じている肥料であって、普通肥料の肥料登録を受けたものであること。</u> ② <u>以下の手続に従いセンターが製造基準に適合することを確認したものであること。</u> <u>ア 確認を受けようとする者は、別記様式第7-1号によりセンターに確認申請を行うものとする。確認申請があったときは、センターは、当該申請に係る製造工程が、別添3-1の製造基準に適合しているかどうかについて確認し、その結果を別記様式第7-2号（確認書）により申請者に通知する。</u> <u>イ 確認を受けた者が、確認を受けた製造工程を変更しようとする場合</u></p>

には、原則として1ヶ月前までに、別記様式第7-3号よりセンターに変更確認申請を行うものとする。変更確認申請があったときは、センターは当該申請に係る製造工程が別添3-1の製造基準に適合しているかどうかについて確認し、別記様式第7-4号（変更確認書）により、その結果を申請者に通知する。

ウ 確認を受けた者は、会社名、事業場名、代表者、本社の住所等の変更、原料収集先の変更その他の軽微な製造工程等の変更がある場合には、遅滞なく、別記様式第7-6号によりセンターに届け出るものとする。

エ センターは、確認申請又は変更確認申請を受けたときは、別添3-1の製造基準に基づいて、当該肥料の生産業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う履行状況の確認に原則として同行し、当該契約が遵守されていること、当該確認が適切に行われていること等について調査するものとする。

オ なお、確認又は変更確認を受けた者は、確認又は変更確認を受けた製造工程が別添3-1の製造基準に適合しなくなったとき（イの変更確認の際に、別添3-1の製造基準に適合しない旨の通知を受けたときを含む。）は、別記様式第7-5号によりセンターに届け出るとともに、確認書をセンターに返納するものとする。

また、確認又は変更確認を受けた者は、予期しない製造設備の故障等により、確認又は変更確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに当該肥料の製造を一時停止するとともに、その概要をセンターに報告するものとする。

5 製造基準に適合する製造事業場の公表

センターは、別記様式第2-1号又は第2-2号による確認書を交付した製造事業場についてセンターのホームページに公表するものとする。

5 製造基準に適合する製造事業場の公表

センターは、別記様式第2-1号又は第2-2号、別記様式第7-2又は第7-4による確認書を交付した製造事業場についてセンターのホームページに公表するものとする。

(削る)

別添3-1

めん山羊由来と畜場汚泥を原料とする肥料の製造基準

1 原料受入れに係る基準

(1) 収集先

肥料の原料として用いるめん山羊由来と畜場汚泥は、(4)の①のア及びイを内容とする契約を締結した原料収集先からの原料であって原料供給管理票が付されたもののみを受け入れること。

(2) 原料の輸送

別添3-2の2の基準を満たして輸送された原料のみを受け入れること。

(3) 原料受入時の品質管理

原料受入時に、受入原料に牛及びめん山羊（と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経た牛及びめん山羊に限る。以下この別添3-1において同じ。）以外の反すう動物由来の物が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、確認した原料供給管理票は8年間保存すること。

※「と畜場法第14条の検査を経していないめん山羊」とは、農家でへい死しためん山羊など食用に供するためにと畜場でと殺解体に当たって行われるいわゆると畜検査を経していないめん山羊をいう。

(4) 原料収集先との契約

① 原料収集先（原料収集にかかわる者を含む。）とア及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 原料収集先が、別添3-2の基準を満たすこと。

イ 原料収集先が、めん山羊由来と畜場汚泥を原料とする肥料の生産業者の求めに応じて、契約内容の履行状況を当該生産業者が確認することを認めること。また、当該確認にセンターの職員が同行することを認めること。

② 当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることを確認すること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

① めん山羊由来と畜場汚泥を原料とする肥料の製造工程は、1の基準を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。

② めん山羊由来と畜場汚泥を原料とする肥料の製造工程においては、1

の基準を満たす原料以外のものを混入しないようにすること。

③ めん山羊由来と畜場汚泥を原料とする肥料の製造に用いる器材は専用化すること。

(2) 製造記録

① めん山羊由来と畜場汚泥を原料とする肥料の製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日並びに製造数量を帳簿に記載すること。

② ①の帳簿については8年間保存すること。

3 製品出荷に係る基準

(1) めん山羊由来と畜場汚泥を原料とする肥料の出荷に当たっては、1の基準を満たす原料以外の原料から製造されたものが混入しないようにすること。

(2) 出荷年月日、出荷先及び出荷量を帳簿に記載すること。また、当該帳簿その他出荷に係る記録については、8年間保存すること。

(3) 原料を管理するための帳簿の記録等の措置が十分に行われていない生産業者等に対しては、原料肥料を出荷しないこと。

4 製品輸送に係る基準

めん山羊由来と畜場汚泥を原料とする肥料は専用の輸送容器を用いて輸送すること。

5 製造・品質管理者

めん山羊由来と畜場汚泥を原料とする肥料の生産業者は、製造・品質管理者を設置し、原料の受入れから製品の輸送までの業務が本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、製品の品質を実地に管理すること。
また、製造・品質管理の実施状況を記録し、8年間保存すること。

別添3-2

めん山羊由来と畜場汚泥を原料とする肥料の生産業者による原料収集先の確認基準

1 原料となるめん山羊由来と畜場汚泥を扱う事業場

(1) 原料となるめん山羊由来と畜場汚泥には、牛及びめん山羊（と畜場法第

削除

14条の検査を経た牛及びめん山羊に限る。以下この別添3-2において同じ。）以外の反すう動物由来の物が含まれていないこと。

(2) めん山羊由来と畜場汚泥は、専用の保管容器に保存されるとともに、牛及びめん山羊以外の反すう動物由来の物が混入しないよう分別され、保管されていること。

(3) めん山羊由来と畜場汚泥に牛及びめん山羊以外の反すう動物由来の物が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

(4) めん山羊由来と畜場汚泥の出荷に当たっては、牛及びめん山羊以外の反すう動物由来の物が混入していないことを(6)の確認責任者が確認した上で、原料供給管理票が交付されること。その際の原料供給管理票の記載例は別記様式第6号のとおり。

(5) めん山羊由来と畜場汚泥を入れる容器は、牛及びめん山羊以外の反すう動物由来の物を入れる容器と共用しないこととし、めん山羊由来と畜場汚泥と牛及びめん山羊以外の反すう動物由来の物を混載して出荷する場合は、牛及びめん山羊以外の反すう動物専用の気密容器を用い、当該容器に牛及びめん山羊以外の反すう動物由来の物が入っている旨が明示されていること。

(6) (1) から(5)までの基準を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの基準を確実に満たしているめん山羊由来と畜場汚泥のみが出荷されていることが、定期的に確認・記録されていること。

2 めん山羊由来と畜場汚泥の輸送

(1) めん山羊由来と畜場汚泥の輸送に当たっては、めん山羊由来と畜場汚泥を入れる容器が牛及びめん山羊以外の反すう動物由来の物を入れる容器と共用されておらず、牛及びめん山羊以外の反すう動物由来の物が混入しないように輸送されていること。

(2) 牛及びめん山羊以外の反すう動物由来の物の輸送に当たっては、牛及びめん山羊以外の反すう動物由来の物が入っている旨が明示された専用の気密容器を用い、他のめん山羊由来と畜場汚泥を汚染しないように輸送されていること。

(3) 輸送車には、原料供給管理票が携行されていること。

別記様式第3-1号

製造基準適合確認申請内容変更届

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 殿

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印（※注）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙2の3の（1）の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで確認申請を行った内容について下記のとおり変更が生じたので、同規定により届け出ます。

記

- 1 変更した内容
- 2 添付書類
- 3 変更した年月日
〇〇年〇〇月〇〇日

備考：変更した内容に係る書類を添付すること。

※注：氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。

別記様式第3-2号

確認基準適合確認申請内容変更届

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 殿

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印（※注）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙2の3の（2）の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで確認申請を行った内容について下記のとおり変更が生じたので、同規定により届け出ます。

別記様式第3-1号

製造基準適合確認申請内容変更届

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 殿

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印（※注）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙2の3の（1）の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで確認申請を行った内容について下記のとおり変更が生じたので、同規定により届け出ます。

記

- 1 変更した内容
- 3 添付書類
- 3 変更した年月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日

備考：変更した内容に係る書類を添付すること。

※注：氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。

別記様式第3-2号

確認基準適合確認申請内容変更届

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 殿

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印（※注）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙2の3の（2）の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで確認申請を行った内容について下記のとおり変更が生じたので、同規定により届け出ます。

記

- 1 変更した内容
- 2 添付書類
- 3 変更した年月日
〇〇年〇〇月〇〇日

備考：変更した内容に係る書類を添付すること。

※注：氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。

別記様式第4号

(豚・馬、家さん等由来残さ供給管理票の記載例)

豚・馬、家さん等由来残さ供給管理票

豚・馬、家さん等由来残さの供給業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町 〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印
事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する残さの種類	豚内臓、豚骨
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1, 000 kg

記

- 1 変更した内容
- 2 添付書類
- 3 変更した年月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日

備考：変更した内容に係る書類を添付すること。

※注：氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。

別記様式第4号

(豚・馬、家さん等由来残さ供給管理票の記載例)

豚・馬、家さん等由来残さ供給管理票

豚・馬、家さん等由来残さの供給業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町 〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印
事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する残さの種類	豚内臓、豚骨
出荷年月日	<u>平成</u> 〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1, 000 kg

別記様式第5号

(肉骨粉等供給管理票の記載例)

肉骨粉等供給管理票	
肉骨粉等供給業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町 〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する肉骨粉等の種類	肉骨粉（鶏）
供給する肉骨粉等の名称	チキンミール1号
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg
受入年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、荷受数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印

別記様式第5号

(肉骨粉等供給管理票の記載例)

肉骨粉等供給管理票	
肉骨粉等供給業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町 〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する肉骨粉等の種類	肉骨粉（鶏）
供給する肉骨粉等の名称	チキンミール1号
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg
受入年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、荷受数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印

(削る)

別記様式第6号

原料供給管理票の記載例

原料供給管理票	
<u>めん山羊由来と畜場汚泥の供給業者の氏名又は名称及び住所</u>	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町 確認責任者の職名・氏名
<u>製造事業場の名称及び住所</u>	〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目
<u>供給する原料の種類</u>	牛及びめん山羊以外の反すう動物が含まれていないめん山羊由来と畜場汚泥
<u>出荷年月日</u>	平成〇〇年〇月〇日
<u>出荷数量</u>	〇〇 k g

(削る)

別記様式第7-1号

年 月 日
独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 殿
<u>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</u> <u>氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</u> 印
下記の事業場における製造工程について、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙2の3の（5）の規定による確認を求めます。

(削る)

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 確認を求める肥料の種類 工業汚泥肥料（又は汚泥発酵肥料）

備考：1 原料確認を求める場合は、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 原料収集先の一覧表（別添）

(2) 原料収集先と締結した契約書の写し

(3) 製造工程の図面（と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛及びめん山羊を処理する工程を併設している等の場合にあつては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。）

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

(別添)

原料収集先の一覧表

確認申請業者名及び事業場の名称

確認申請業者連絡先（電話番号）

<u>業種</u>	<u>業者名及び事業場の名称</u>	<u>事業場の住所</u>	<u>備考</u>

(注)

1 一覧表が2枚以上になる場合には、「確認申請業者名及び事業場の名称」及び「確認申請業者連絡先」は、2枚目以降には記載不要。

2 業種欄には、「と畜場」、「食肉処理業」、「食肉販売業」、「食品製品製造業」、「収集業」等の当該原料収集先の業態の別を記載。

3 備考欄には、当該原料収集先担当部署への電話番号等連絡先を記載。

(削る)

別記様式第7-2号

〇〇市〇区〇町〇番地
〇〇会社
代表取締役 〇〇 〇〇

年 月 日付けで確認申請のあった下記の事業場における製造工程については、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙2の別添3-1の製造基準に適合する製造工程で
あることを確認する。
ないことを通知する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 確認した肥料の種類 工業汚泥肥料（又は汚泥発酵肥料）

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 印

(削る)

別記様式第7-3号

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

○年○月○日付けで独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長の承認を受けた製造工程については、下記のとおり変更したいので、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連盟通知）別紙2の3の（5）の規定に基づき変更承認を求めます。

記

- 1 承認を受けた事業場の名称
- 2 承認を受けた事業場の所在地
- 3 承認を受けた肥料の種類 工業汚泥肥料（又は汚泥発酵肥料）
- 4 変更する事項
- 5 変更予定年月日

備考：1 添付書類として製造工程の図面など変更する内容を記載した書類を添付すること。

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

別記様式第7－4号

○市○区○町○番地
○会社
代表取締役 ○○ ○○

年 月 日付けで独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長の承認を受けた下記の事業場における製造工程について、○年○月○日で申請のあった変更承認については、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙2の別添3－1の製造基準に適合する製造工程で
あることを確認する。

(削る)

(削る)

ないことを通知する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 確認した肥料の種類 工業汚泥肥料（又は汚泥発酵肥料）

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 印

別記様式第7-5号

製造基準適合確認書返納届

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

○年○月○日付けで独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長
の確認を受けた製造工程については、下記のとおり製造基準を満たすこと
ができなくなったので、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取
扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長
・水産庁長官連盟通知）別紙2の3の（5）の規定によりめん山羊と畜場
汚泥を原料とする肥料の製造を中止するとともに、確認書を返納します。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地

- 3 確認を受けた肥料の種類
- 4 製造基準を満たすことができなくなった理由
- 5 製造基準を満たすことができなくなった時期

(削る)

別記様式第7-6号

製造基準適合確認申請変更届

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙2の3の（5）の規定にに基づき、年 月 日付けで確認申請を行った製造工程を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更年月日

- 備考：1 原料収集先の変更の場合は、添付書類として変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。
- 2 正本1部及び副本2部を提出すること。

附 則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。